

平成30年度

第5回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成30年度第5回江別市農業委員会定例総会議事録

平成30年8月28日(火) 午後2時00分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(19名)

萩原 俊 裕
金 安 正 明
細 川 昭 典
土 切 裕 二
春 日 学
永 田 喜一郎
本 間 正 二
三 好 雄 一
豊 岡 保 智
小 林 秀 樹
伊 藤 良 明
工 藤 多希子
大井川 和 雄
中 田 和 孝
田 中 浩 一
加 藤 富 雄
佐 藤 和 人
池 田 太 郎
渡 部 正 廣

2 欠席委員(1名)

森 田 芳 明

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	川 上 誠 一
	主幹	気 境 智 道
	主任	大野 慶 廣
	主任	三 谷 哲 也
	主事	中 谷 一 希
	主事	木 村 敦

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第23号 現況証明願及び照会について
- 日程第5 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
- 日程第6 報告第25号 第5回農地常任委員会開催結果報告について
- 日程第7 議案第13号 現況証明願及び照会について
- 日程第8 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
- 日程第9 議案第15号 第5回農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第11 議案第17号 買受適格証明願について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、平成30年度第5回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、本間委員、佐藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
平成30年度第5回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
平成30年8月28日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。
平成30年度第4回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に森田委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第23号

- 議長 日程第4 報告第23号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中谷主事。
- 中谷主事 報告第23号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.12から16の計5件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.12及び13を除いた3件 全8筆 公簿地目、畑1,844.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

また、No.12は、札幌法務局江別出張所、No.13は札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係からの照会案件でございます。

照会地の現況判定は記載のとおりで、全9筆のうち7筆 畑 15,551.00㎡、その他の地目5,768.45㎡を農地等、うち2筆 畑 218.00㎡、その他の地目325.00㎡を農地採草放牧地以外と回答しました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第23号を終結いたします。

◎報告第24号

○議長 日程第5 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主事。

○中谷主事 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.20と21の2件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を、双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第24号を終結いたします。

◎報告第25号

○議長 日程第6 報告第25号 第5回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第25号 平成30年度第5回農地常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第5条の規定による許可申請について

付議事件2 第5回農用地利用集積計画の決定について

付議事件3 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

付議事件4 買受適格証明願について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

◎議案第13号

○議長 日程第7 議案第13号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、田中委員より説明願います。

○田中委員 議案第13号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.10の1件で、照会についてはございません。

現地調査は8月22日に、萩原会長、池田委員、私、事務局から川上事務局長、気境主幹、中谷主事が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、現況は宅地のため、登記地目 畑 382.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第14号

○議長 日程第8 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

三谷主任。

○三谷主任 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を

ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.4、5の2件でございます。

No.4は、農振除外の案件であり、後継者の農家住宅のための転用でございます。

No.5については、資材置場が手狭になったため既存施設の拡張に伴う転用でございます。

本件は2件いずれも、市街化調整区域内における権利の設定、又は移転を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

以上、2件 畑 2筆 2, 830. 00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第12号

○議長 日程第9 議案第15号 第5回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主事。

○中谷主事 議案第15号 第5回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件4筆38, 239. 00. 00㎡でございます。

内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第16号

○議長 日程第10 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

木村主事。

○木村主事 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、江別農業振興地域整備計画の変更について、市長から当委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、8件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

アの案件につきましては、申請地を農家後継者の住宅建築用地とするため、農家住宅として整備計画に位置付けると共に、農地について農用地区域から除外するものです。

本案件の近隣の土地については、農用地区域以外の区域では、適当な土地が見当たらず、他の土地をもって代えられることが困難であると認められる他、周辺の農用地への影響がほぼないと認められ、かつ農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号に掲げる「施設用地の有する機能」に支障を及ぼす恐れがない、と認められます。

イ～クの案件につきましては、この地域において長期的に安定的な農業経営を継続していくため、今回、農振白地区域から農用地区域に編入するものでございます。

いずれの土地も、白地ではございますが、現在まで、継続して優良な農業地域として耕作されている、または土地改良用施設用地として利用されている土地でございます。

この度、北海道農業公社が農地保有合理化事業により購入する農地の中に、当該地も含まれ、これらの土地は今後も10年以上継続して農地として活用していくことが見込まれています。

よって、地域の担い手へ農地を集約するうえでも国の助成金や税の優遇措置等が受けられ、安定的な農業経営が行われるように、この度、農用地区域に編入するものでございます。

申請に係る整備計画の変更につきましては、法令が定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて、支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請8件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第17号

○議長 日程第11 議案第17号 買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第17号 買受適格証明願について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのは、No.7の1件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては農地の競売で、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございます。

願出人は、市内において営農実績のある認定新規就農者でございます。

このたび競売に参加し、当該地の取得により、規模拡大を目指すものでございます。

申請内容については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、適格であるものと考えられます。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途、農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

買受適格証明願について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
平成30年度第5回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時35分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年8月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員